

2020年（令和2年）7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

児童扶養手当に関する事及び養育者支援金に関する事に係る  
個人情報を目的外に利用させる事及び目的外に利用させる事に  
伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）6月22日付けで諮問（第1020号）された  
児童扶養手当に関する事及び養育者支援金に関する事に係る個人情  
報を目的外に利用させる事及び目的外に利用させる事に伴う本人通  
知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させる事に伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させる事に伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年（令和2年）4月7日に国から発出された緊急事態宣言により、就労先の休業や雇い止め、また学校等の臨時休校等による就労自粛により収入が減少している世帯は多く、経済的に困窮しやすいひとり親世帯への影響は大きいと懸念される。

そこで、子どもたちの日常を守るという視点から、特に経済的に困窮しやすい児童扶養手当又は養育者支援金（以下「児童扶養手当等」という。）の受給世帯に対し、本市独自の支援として、子育て給付課が2020年（令和2年）8月及び10月に3万円ずつを支給する臨時的給付金（以下「現金支給」という。）のほか、子育て企画課において、外出自粛を迫られていた子どもたちの外出体験に結び

付きやすいように、市内店舗で利用できる商品券や市内施設の入場券などの支給（以下「現物支給」という。）を行うこととした。

これら現物支給の事務については、現金支給と一連の事務として子育て給付課が実施することも検討したが、子育て給付課においては、この度の新型コロナ感染拡大の影響への対応のための国の制度による緊急的・臨時的な給付金等の事務が複数発生していることから、新たなスキームが必要となる現物支給については子育て企画課が実施することとしたものである。

そして、これら現物支給のために対象者へ案内や現物の送付を行うに当たっては、子育て給付課が保有する児童扶養手当等の受給者情報を子育て企画課に利用させる必要がある。

以上のことから、個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 個人情報を目的外に利用させることについて

### ア 目的外に利用させる課

子育て企画課

### イ 目的外に利用させる個人情報の項目

#### (ア) 第1回目の対象者となる児童扶養手当等の受給者の情報

（宛名番号、郵便番号、住所、方書き、受給者氏名、受給者の生年月日）

#### (イ) 第2回目の対象者となる児童扶養手当等の受給者の情報

（宛名番号、郵便番号、住所、方書き、受給者氏名、受給者の生年月日）

### ウ 個人情報を目的外に利用させることの必要性

ひとり親家庭等生活支援事業（現物支給）の対象者は、児童扶養手当等の受給者で、約2,400人（世帯）と想定しており、一定期間内に本人から個別に収集した場合、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、本業務を迅速に遂行するためには、子育て給付課が保有する児童扶養手当等の受給者情報を目的外に利用させる必要がある。

## (3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

対象者は約2,400世帯と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

なお、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略については、子育て企画課が事前にホームページや広報等で周知を図る。

## (4) 安全対策について

### ア 提供する個人情報の移動に係る安全対策

子育て給付課は、対象者の抽出要件を指定し、基幹システム（G-PRIME）から対象者を抽出し、対象者リストを作成し、当該

対象者リストを基に I T 推進課のラベル印刷用プログラムにより作成した宛名ラベル及びラベル出力リストを、次のように子育て企画課に提供する。

(ア) ラベル出力リストは、I T 推進課へ依頼し、庁内基幹系端末内の子育て給付課の G ドライブから子育て企画課の G ドライブへ移動させる。

(イ) 宛名ラベルについては、セキュリティエリア内において、子育て企画課職員に直接受け渡す。

#### イ 提供した個人情報の管理に係る安全対策

提供後のラベル出力リスト及び宛名ラベルについては、次のとおり個人情報の保護に努めさせる。

(ア) ラベル出力リストについては、パスワードを設定し、利用できる職員を限定すること。

(イ) 宛名ラベル及び当該ラベルを貼った封筒については、鍵のかかるキャビネットで保管すること。

(ウ) 本業務に当たる担当者は必要最小限とすること。

(エ) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しないこと。

(オ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。

(カ) 本業務終了後、当該個人情報を速やかに廃棄すること。

#### (5) 実施時期（予定）

2020年（令和2年）7月10日から2021年（令和3年）8月まで

#### (6) 添付資料

ア 事業概要（「藤沢市ひとり親家庭等生活支援事業を実施します」）

イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

ひとり親家庭等生活支援事業（現物支給）の対象者は、児童扶養手当等の受給者で、約2,400人（世帯）と想定しており、一定期間内に本人から個別に収集した場合、時間、労力及び費用を莫大に費やすこととなることから、本業務を迅速に遂行するためには、子育て給付課が保有する児童扶養手当等の受給者情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

対象者は約2,400世帯と想定しており、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。

なお、個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略については、子育て企画課が事前にホームページや広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上